

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 後妻の連れ子の相続権

Q : 私の父母は、30年間にわたり結婚生活を送ってきましたが、5年前に母が亡くなりました。その後、父は子連れ的女性と再婚しましたが、先日、その父が亡くなりました。ところで、この後妻の連れ子の相続権はどうなるのでしょうか。

A : 亡くなったお父さんと後妻の連れ子が養子縁組をしているかどうかによって異なります。

【解説】

後妻の連れ子は、血族関係はありませんので、継父が亡くなっても子としての相続権はないこととなります。養子縁組をしていなければ、後妻の連れ子からみてお父さんは単に「母の夫」という関係にすぎません。

ただし、再婚をする際には、相手方の連れ子と養子縁組をすることはよくあることで、養子縁組をすれば継父と連れ子の間に法定血族関係を生じますので、その場合には嫡出子として先妻の子供と同等の相続権を有することとなります。

ご質問の場合、亡くなったお父さんとその連れ子が養子縁組をしていれば、あなたと同じ割合の相続権を有することとなります。

ちなみに、後妻とあなた（先妻の子）の間でも養子縁組がされていないとすれば、将来、後妻の方が亡くなられても、あなたには後妻の方の財産に対する相続権はないこととなります。

